平成２１年（フ）第４６９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1237番地21　サンシティ真鶴201、前住所静岡県駿東郡清水町柿田208番地
債務者　小澤　広記
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１５号
神奈川県厚木市三田南３丁目15番33号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１６号
神奈川県厚木市下依知910番地　グリーンビラ片倉Ｂ―102、前住所神奈川県相模原市大野台３丁目35番９号　Ａ４
債務者　小松原恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７２号
静岡県御殿場市北久原570番地の２　コーポ東203
債務者　臼井　利博
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
静岡県御殿場市茱萸沢1379番地の４　レオパレス六角堂108、前住所千葉県松戸市日暮３丁目10番地の１　三井ビル301号
債務者　青柳　直人
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
静岡県沼津市大岡1809番地の１
債務者　杉浦亜梨沙
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
静岡県三島市北田町６番10号
債務者　渡邊　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
静岡県沼津市西沢田409―２　レオパレス舞＆侑308号室、住民票上の住所静岡県富士市中里1266番地の１
債務者　鈴木真希子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
静岡県三島市多呂206番地の３　メイプルガーデンＡ―203
債務者　梅澤　直美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
静岡県裾野市伊豆島田819番地の４　ルインズ渡辺201
債務者　藤池　明美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９号
京都府舞鶴市清美が丘69番地の６府営住宅805号
債務者　松元　充広
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
京都府舞鶴市清美が丘69番地の６府営住宅805号
債務者　松元　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１５号
愛媛県大洲市若宮606番地10二宮アパート３号室
債務者　水関　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３７０号
大津市中央３丁目７番８号　グローバル大津中央403
債務者　パプショップ大津店こと　林　　道夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８８号
大津市大江２丁目15番５号、前住所大津市北大路３丁目９番１号
債務者　坂下　京美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１０９号
京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目１番地２
債務者　河南　広巳
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係